

道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄） 1

○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（その他の道路に係る料金の額の基準）</p> <p>第九条 前条に規定する会社管理高速道路及び道路以外の道路に係る法第二十三条第二項の政令で定める料金の額の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十条第一項若しくは第四項又は第十一条第一項若しくは第五項の料金の額を定めようとするときは、当該道路の料金徴収総額が、料金の徴収期間において必要となる当該道路に係る第七条第一項各号に掲げる費用の額の合計額から当該徴収期間において徴収することとなる当該道路に係る割増金、占用料、連結料、負担金、手数料及び延滞金の額、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費の一部として国又は地方公共団体から受けることとなる補助に係る額その他得ることとなる当該道路に係る地方道路公社法第二十一条第一項の業務に係る料金以外の収入の額の合計額に相当する額を控除した額に見合う額とすること。</p> <p>三〇七 （略）</p>	<p>（その他の道路に係る料金の額の基準）</p> <p>第九条 前条に規定する会社管理高速道路及び道路以外の道路に係る法第二十三条第二項の政令で定める料金の額の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十条第一項若しくは第四項又は第十一条第一項若しくは第四項の料金の額を定めようとするときは、当該道路の料金徴収総額が、料金の徴収期間において必要となる当該道路に係る第七条第一項各号に掲げる費用の額の合計額から当該徴収期間において徴収することとなる当該道路に係る割増金、占用料、連結料、負担金、手数料及び延滞金の額、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費の一部として国又は地方公共団体から受けることとなる補助に係る額その他得ることとなる当該道路に係る地方道路公社法第二十一条第一項の業務に係る料金以外の収入の額の合計額に相当する額を控除した額に見合う額とすること。</p> <p>三〇七 （略）</p>